

○明治薬科大学研修認定薬剤師認定基準

制定	平成18年12月22日
改正	平成19年3月19日
	平成19年9月21日
	平成20年5月22日
	平成21年1月9日
	平成24年2月23日
	平成24年3月9日
	平成28年3月10日
	平成28年12月2日
	平成30年6月8日
	令和2年12月2日
	令和3年9月2日
	令和7年3月14日

第1条 この基準は、明治薬科大学研修認定薬剤師研修制度規程（以下「研修認定薬剤師研修制度規程」という。）第4条及び第7条に基づき、研修認定薬剤師の認定に必要な基準を定める。

第2条 研修認定薬剤師の新規認定に必要な単位の取得は、次のとおりとする。

- (1) 4年以内に40単位以上を本学又は他の認証機関で取得する。
- (2) 単位取得が複数年にわたる時は、毎年5単位以上を取得する。
- (3) eラーニングによる1日あたりの取得単位は4単位を上限とする。
- (4) 第6条第2号及び3号の発表による単位は、あわせて10単位を上限とする。

第3条 更新認定に必要な単位の取得は、次のとおりとする。

- (1) 3年間にわたり、30単位以上を本学又は他の認証機関で取得する。
- (2) 認定日を起算日として、毎年5単位以上取得する。
- (3) eラーニングによる1日あたりの取得単位は4単位を上限とする。
- (4) 第6条第2号及び3号の発表による単位は、あわせて10単位を上限とする。

第4条 期間の延長は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第3条第1号の年限内に出産、病気その他止むを得ない理由があると明治薬科大学認定薬剤師教育委員会規程第1条に規定する認定薬剤師教育委員会が認めた場合は、その期間分は延長することができる。

第5条 単位付与の対象となるのは、第6条第1号及び第4号に定める事業、第2号及び第3号に定める発表、ならびに第6条の2に定める講師とする。

第6条 単位付与の対象は、次を基準とする。

- (1) 本学の主催又は共催事業

①薬剤師生涯学習講座	1コマ（90分）	1単位
②本学が主催又は共催する研修会	1コマ（90分）	1単位
③eラーニングによる薬剤師生涯学習講座	1コマ（90分）	1単位

- (2) 論文発表

①主著者（first author 又は corresponding author）	5単位
②共著者	2単位

(3) 学会発表

①発表者

2単位

②共同発表者

1単位

※ここでの学会発表は、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本社会薬学会又は日本学術会議協力学術研究団体が開催する学術発表で薬学に関連するもの、若しくは本学が主催又は共催する学術集会の発表で薬学に関連するものに限る。

(4) 薬剤師認定制度認証機構から認証された本学以外の機関（以下、「他の認証機関」という。）が実施する事業集合研修は90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、学会等で複数日にわたって行われる研修については2日間6単位、3日間9単位を上限とする。

第6条の2 本学が主催する事業の講師（薬剤師に限る）には、1コマ担当するごとに1単位を付与する。

第7条 本学は、第6条第1号から第3号又は第6条の2によって単位を取得した場合は、明治薬科大学研修認定薬剤師研修制度規程第12条第2項による受講証明等として、受講証明書又は認定シールを発行する。

第7条の2 受講証明書等の受講の根拠が示されない場合、又は認定シールを紛失した場合、その単位は無効とする。ただし、単位を取得したことを確認できる場合はこの限りではない。

第8条 第2条及び第3条の単位の取得は、本学又は他の認証機関が発行した受講証明書の提出又は認定シールを認定薬剤師研修手帳に貼付し、開催証明資料を添えて確認する。

第9条 この基準の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年9月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年1月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年2月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年3月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年12月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年6月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年12月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(様式7) **e ラーニング単位上限規制適用除外申請書**

(西暦) 年 月 日

明治薬科大学認定薬剤師研修制度委員会 御中

申請者氏名	ふりがな		
	氏 名 (印)		
生年月日	(西暦) 年 月 日		
現住所	〒 ー		
連絡先電話番号	()	FAX 番号	()
メールアドレス			

下記の理由により、明治薬科大学 e ラーニング取得単位について、上限規制適用除外の申請をします。

1. 申請日	(西暦) 年 月 日		
2. 薬剤師名簿登録番号		3. 薬剤師名簿登録年月日	年 月 日
4. 申請理由 (該当項目の□にチェック)	☐ 居住地が遠隔地 ☐ 出産* ☐ 病気* ☐ その他 (下記の枠にご記入ください) 		
5. 添付書類	申請理由が*に該当する出産、病気の場合、それを証明する書類をご提出ください。		

申請書に記載された内容は個人情報保護法の法規や本学規程に則り適切に取り扱います

以下、明治薬科大学記入欄

受付日： 年 月 日	承認日： 年 月 日
------------	------------